

【障害等級認定の方法】

従来、外傷性てんかんに係る認定基準では、発作の型にかかわらず発作回数等により障害等級を認定することとじていましたが、今後は発作の型により区分した上で発作回数（「1ヶ月に1回以上」又は「数ヶ月に1回以上」等）によって障害等級（第5・7・9・12級）を認定することとしました。

また、発作の型は「意識障害の有無を問わず転倒する発作」又は「意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作」（以下「転倒する発作等」といいます。）と「それ以外の発作」とに区分します。

なお、「1ヶ月に2回以上」のてんかん発作がある場合には、通常、重篤な高次脳機能障害を有しているため、高次脳機能障害にかかる第3級以上の認定基準により障害等級を認定します。

【障害等級の例（一部）】

第5級	1ヶ月に1回以上「転倒する発作等」がある場合
第9級	数ヶ月に1回以上の発作を起こすが、その発作が「転倒する発作等」以外の発作である場合
第12級	発作の発現はないものの、脳波上明らかなたんかん性棘波を認める場合

近年、疼痛の原因として診断されることがあるRSDについては、これまで認定基準上で取扱いが示されていませんでしたが、今後は次の要件を満たすものに限り、カウザルギーの場合と同様の基準で第7級、第9級又は第12級に認定します。

①関節拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化（皮膚温の変化、皮膚の萎縮）の3つの症状が、明らかに認められる場合

◆ RSDについて

- ① カウザルギーに類似した外傷後に生じる強度の疼痛です、カウザルギーと異なり、例えば尺骨神経等の主要な末梢神経の損傷がなくても、微細な末梢神経の損傷が生じたことにより、外傷部位にカウザルギーと同様の疼痛がおこることがあるとされています。

様式1

脳損傷又は
せき髄損傷による
障害の状態に関する
意見書

様式3

非器性質精神障害の
後遺障害の
状態に関する
意見書